

訪問介護事業所

＜各サービスにおける介護報酬改定の要点＞

■時間区分の変更について

1. 身体介護

1日複数回の短時間訪問による中重度の利用者の生活を総合的に支援する観点から、身体介護に20分未満の時間区分が創設されました。

<p>変更前 30分未満・・・254単位</p> <p>↓</p> <p>変更後 20分未満・・・・・・・・・・170単位/回</p> <p>20分以上 30分未満・・・ 254単位/回</p>	
20分未満の身体介護の算定要件	<p>①夜間、深夜、早朝（午後6時～午前8時）に行われる身体介護であること</p> <p>②日中（午前8時～午後6時）に行われる場合は以下のとおり</p>
利用対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護3・4・5で、障害高齢者の日常生活自立度がランクB～Cの利用者であること ・当該利用者に係るサービス担当者会議（但しサービス提供責任者が出席するものに限る）が3カ月に1回以上開催されていて、当該会議で1週間に5日以上20分未満の身体介護が必要であると認められた利用者であること
体制要件	<ul style="list-style-type: none"> ・午後10時～午前6時までを除く時間帯を、営業日及び営業時間として定めていること。 ・常時利用者等からの連絡に対応できる体制であること
①・②のいずれかに該当すること	<p>①定期巡回・随時対応サービスの指定を併せて受け、一体的に事業を実施している</p> <p>②定期巡回・随時対応サービスの指定を受けていないが、実施の意志があり、実施に関する計画を策定している</p>

2. 生活援助

変更前 30分以上 60分未満・・・229 単位/回 60分以上・・・・・・・・・・291 単位/回	変更後 20分以上 45分未満・・・190 単位/回 45分以上・・・・・・・・・・235 単位/回
身体介護に引き続き生活援助を行う場合	
変更前 30分以上・・・83 単位/回 60分以上・・・166 単位/回 90分以上・・・249 単位/回	変更後 20分以上・・・・・・・・・・70 単位/回 45分以上・・・・・・・・・・140 単位/回 70分以上・・・・・・・・・・210 単位/回

■リハビリテーション専門職との連携への評価

自立支援型のサービス提供を促進し、利用者の在宅での生活機能向上を図るため、訪問リハビリテーション実施の際に次の要件を満たした場合、加算を算定することができます。

生活機能向上連携加算・・・・・・・・100 単位/月

算定要件

- ・訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士または言語聴覚士（以下、理学療法士等）による訪問リハビリテーションにサービス提供責任者が同行し、理学療法士等と共同で行ったアセスメント結果に基づき訪問介護計画を作成していること。

- ・当該理学療法士等と連携して、訪問介護計画に基づくサービス提供を行っていること。

※当該計画に基づく初回の訪問介護が行われた日から、3カ月間算定できる

※介護予防訪問介護においても、介護予防訪問リハビリテーション実施時に同様の要件を満たせば、加算を算定できる。

■2級訪問介護員のサービス提供責任者の配置減算

サービス提供責任者の任用要件を「2級訪問介護員で、3年以上の実務経験」で満たしている場合、サービス提供責任者配置減算の対象となります。

サービス提供責任者配置減算・・・所定単位数の10%を減算

算定要件

・2級訪問介護員（2013年4月以降は介護職員初任者研修修了者）のサービス提供責任者を配置していること

経過措置

・2012年3月31日時点で、現にサービス提供責任者として従事している2級訪問介護員が、4月1日以降も継続して従事している場合、当該サービス提供責任者が2013年3月31日までに介護福祉士の資格取得、もしくは実務者研修、介護職員基礎研修課程または訪問介護員1級課程の修了が確実に見込まれるとして都道府県知事に届けていれば、本減算は適用されない（2013年3月31日までの経過措置）

サービス提供責任者の配置に関する規定の改正

・常勤の訪問介護員のうち、前3カ月の利用者の平均値（新規の場合は推定数）が40人またはその単数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない（2013年3月31日までは、従前の配置で可）

サービス提供責任者は、

- ・介護福祉士、
- ・実務者研修修了者、
- ・介護職員基礎研修課程修了者、
- ・訪問介護員1級課程修了者
- ・訪問介護員2級課程修了者（介護等の業務に3年以上従事した者に限る）

であって、原則として常勤のもの

■利用者の住居と同一建物に所在する事業所に対する評価の適正化

サービス付き高齢者向け住宅等と同一建物に存在する事業所が、当該住宅等に居住する一定以上の利用者数に対しサービス提供する場合、評価が適正かされます。

同一建物に対する減算・・・所定単位数の10%を減算

算定要件

・利用者が居住する住宅と同一の建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、旧高齢者専用賃貸住宅）に所在する事業所で、当該住宅に居住する利用者に対して、前年度の月平均で30人以上にサービスを行っていること

※減算は、当該住宅に居住する利用者に行ったサービスに対してのみ対象となる

※介護予防訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護（介護予防）訪問リハビリテーション、夜間対応型訪問介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護（前年の月平均で、登録定員の80%以上にサービスを提供していること）においても、同様の減算が加算される

■特定事業所加算の算定要件の見直し

「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正や、介護福祉士の養成課程における実務者研修の創設に伴い、特定事業所加算の要件に次の算定要件が加わります。


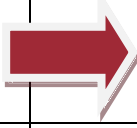

算定要件（追加）

- ・人材要件に「実務者研修修了者」を追加
- ・重度要介護等対応要件に「**たんの吸引等**が必要な者」を追加

※**たんの吸引等** 口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃瘻または腸瘻による経管栄養および経鼻経管栄養

■介護予防訪問介護

介護予防訪問介護費の見直し

変更前	変更後
介護予防訪問介護費（Ⅰ）・・・1,234 単位/月	 1,220 単位/月
介護予防訪問介護費（Ⅱ）・・・2,468 単位/月	 2,440 単位/月
介護予防訪問介護費（Ⅲ）・・・4,010 単位/月	 3,870 単位/月
算定要件	
<ul style="list-style-type: none">・介護予防訪問介護費（Ⅰ）・・・週 1 回程度の指定介護予防訪問介護が必要な者・介護予防訪問介護費（Ⅱ）・・・週に 2 回程度の指定介護予防訪問介護が必要な者・介護予防訪問介護費（Ⅲ）・・・週に 2 回程度を超える指定訪問介護予防訪問介護が必要な、要支援 2 の者	

介護職員の処遇改善等に関する見直し

■介護職員処遇改善加算の算定方法

A, 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定

B, 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の 90%

C, 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の 80%



サービス別加算表

サービス	加算率
(介護予防) 訪問介護	4.0%
(介護予防) 訪問入浴介護	1.8%
(介護予防) 通所介護	1.9%
(介護予防) 通所リハビリテーション	1.7%
(介護予防) 短期入所生活介護	2.5%
(介護予防) 短期入所療養介護 (介護老人保健施設)	1.5%
(介護予防) 短期入所療養介護 (病院等)	1.1%
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	3.0%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4.0%
夜間対応型訪問介護	4.0%
(介護予防) 認知症対応型通所介護	2.9%
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	4.2%
(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護	3.9%
地域密着型特定施設入居者生活介護	3.0%
地域密着型介護老人福祉施設	2.5%
複合型サービス	4.2%
介護老人福祉施設	2.5%
介護老人保健施設	1.5%
介護療養型医療施設	1.1%

※所定単位数は、基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位とし、当該加算は区分支給限度基準額の算定対象から除外する

労働法規遵守の徹底

事業者が労働基準法等に違反して罰金刑を受けた場合、指定権者は事業者の指定を拒否することができること等ができるようになります。事業者による労働環境整備の取組みを推進させることを目的としています。

介護職員処遇改善加算の算定方法の算定要件

<抜粋>

- ・算定日が属する月の前12ヶ月において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

- ・当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。

①次に掲げる要件のすべてに適合すること

a、介護職員の任用に際し、職責または職務の内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む）を定めていること。

b、aの要件について書面を作成し、すべての介護職員に周知していること。

②次に掲げる要件のすべてに適合すること

a、介護職員の資質の向上の支援に関する計画書を策定し、当該計画に係る研修の実施または研修の機会を確保していること。

b、aについて、すべての介護職員に周知していること